

# 下関市立大学国際交流基金規約

平成 20 年 4 月 1 日制定

改正 平成 21 年 3 月 26 日

改正 平成 24 年 3 月 29 日

改正 平成 29 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 下関市立大学国際交流基金取扱規程第 2 条に規定する事業を実施し、本基金をもって、地域に根ざし、世界を目指す教育と研究を実践するために、下関市立大学国際交流基金（以下「本会」という。）を設置する。

(会員)

第 2 条 本会は、団体会員及び個人会員をもって構成する。

2 前項の「団体会員」は、公立大学法人下関市立大学、下関市立大学同窓会、下関市立大学後援会並びに毎年一口以上寄附を行う団体及び法人とする。

3 第 1 項の「個人会員」は、毎年一口以上寄附を行う個人とする。

(役員)

第 3 条 本会に、次の役員を置く。ただし、役員に対する報酬は、支払わないこととする。

(1) 代表 1 名

(2) 事務局長 1 名

(3) 委員 若干名

(4) 会計監査 2 名

(役員の仕事)

第 4 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 代表は、会務を総理し、本会を代表する。

(2) 事務局長は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その仕事を代行する。

(3) 委員は、代表及び事務局長を補佐し、本会の仕事を遂行する。

(4) 会計監査は、会計を監査する。

(役員の仕事等)

第 5 条 代表は、公立大学法人下関市立大学理事長をもって充てる。

2 事務局長は、下関市立大学事務局長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 学長

(2) 学部長

(3) 下関市立大学同窓会構成員 1 名

(4) 下関市立大学後援会構成員 1 名

(5) 代表が任命した個人会員若干名

4 会計監査は、下関市立大学事務局総務グループ長及び下関市立大学同窓会の構成員の中から代表が任命した者をもって充てる。

(役員任期)

第6条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員会)

第7条 役員会は、代表、事務局長及び委員をもって構成し、必要に応じ代表が招集する。

2 役員会は、次の事項を行う。

- (1) 予算の決定及び承認
- (2) 決算の決定及び承認
- (3) 役員決定及び承認
- (4) 規約の制定及び改廃の決定及び承認
- (5) その他必要な事項の決定及び承認

3 役員会は、第1項に規定する構成員の半数以上の出席がなければ開くことはできない。

4 役員会の議決及び承認は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

(収入)

第8条 本会は、次の収入によって支弁する。

- (1) 国際交流の推進を目的とした寄附金
- (2) 雑収入及び利子

(会費)

第9条 前条第1号の寄附金は、一口2,000円とする。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務)

第11条 本会の庶務(会計に係るものを除く。)に関する事務は、下関市立大学事務局学務グループ国際交流班において行う。

2 本会の会計に関する事務は、下関市立大学事務局総務グループにおいて行う。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、役員会にて決定する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日改正)

この規約は、平成21年3月26日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日改正)

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日改正)

この規約は、平成29年4月1日から施行する。